

新婚世帯向け家賃補助制度を開始します！

制度の目的

新婚世帯の市内への定住を促進し、活力あるまちづくりを図るため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対して、家賃の一部を補助します。

補助金の月額と補助期間

- * 補助金は月額12,000円を限度とします。
- * 補助期間は、最長36ヶ月までとします。

家賃補助世帯の要件

- * 平成19年4月1日以降に、市内の民間賃貸住宅と賃貸借契約を締結し、現に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記載されている方、又は外国人登録原票に登録されている方で2親等以上の親族が同居していない方。
- * 婚姻届出日より3年以内の申請で、夫婦の満年齢の合計が70歳未満の新婚夫婦（婚姻には再婚を含む。）
- * 新婚世帯の前年の合計年間総収入金額が600万円（所得金額426万円）以下であること。前年に収入（所得）のある方が2人以上いるときは、主たる収入（所得）者の前年総収入（所得）額に、他の収入（所得）者の前年の収入の総収入（所得）金額の2分の1を加えた額とします。
- * 他の公的制度による家賃補助等を受けていない方。
- * 市税、家賃等を滞納していない方。
- * 年間先着50件の受付順とします。

対象となる民間賃貸住宅

新婚世帯の世帯主と住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した自己の居住用に供する住宅です。（市営住宅、県営住宅、公社・公団住宅、社宅、官舎などは除きます。）

申込みについて

9月3日(月)から受付を開始します。
毎週月曜日～金曜日の8:30～17:15（土日祝は除く）に、申請書など必要書類を添えて市役所4階の商工観光課まで、本人または同居の方が直接ご持参ください。
郵送での受付は認めておりません。
くわしい内容については商工観光課まで。

申請書類の配布場所

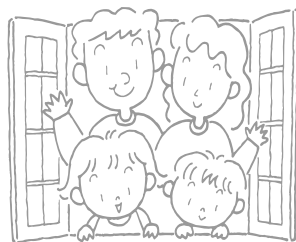
市役所4階 商工観光課
申込・問合せ：商工観光課 ☎@8740
Email：shoko@city.kasai.hyogo.jp



市営住宅入居者募集

● 入居を募集する団地

- ①北条団地（北条町古坂）
 - ・戸数 3戸（規格 3DK）
 - ・家賃 15,700～26,100円
- ②横尾団地（北条町横尾）
 - ・戸数 1戸（規格 3LDK）
 - ・家賃 26,000～43,000円
- ③別府団地（別府町）
 - ・戸数 2戸（規格 3DK）
 - ・家賃 20,200～33,500円
- ④吉野団地（吉野町）（オール電化住宅でIH調理器の購入が必要です。）
 - ・戸数 1戸（規格 3LDK）
 - 家賃 21,200～35,200円
 - ※家賃は平成19年8月現在の金額です



● 入居資格 次の(1)～(6)のすべてを満たす方

- (1) 市内に居住または勤務している方
- (2) 市民税等を滞納していない方
- (3) 家族の人数が2人以上である
 - ・ 家族構成が夫婦または親子を主とする
 - ・ 婚約している場合は入居日までに入籍できる方
- (4) 収入が基準以内の方（次表参照）
- (5) 現に住宅に困っている方
- (6) 入居者及びその同居者が暴力団員でないこと

● 受付期間 9月3日(月)～9月14日(金)

※ 申込書の配布は8月27日(月)～

● 入居者選考方法 資格者多数の場合は抽選により決定。

● 申込・問合せ先 建設経済部施設管理課 ☎@8750

普通住宅		入居家族数（申込者含む）による収入基準の目安				
		2人	3人	4人	5人	6人
給与所得者	年間総収入	4,152 千円未満	4,628 千円未満	5,104 千円未満	5,576 千円未満	6,052 千円未満
	事業所得者	2,780 千円以下	3,160 千円以下	3,540 千円以下	3,920 千円以下	4,300 千円以下

● 入居時期 10月中旬の予定